

平成 23 年度 第三部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 24 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

14 社 16 名で構成

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 10 回+合同委員会 1 回=計 11 回 * 8 月、12 月は休会

2. 審議・確認事項

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画作成 (H23. 2~H23. 9)

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 23 年度フォローアップ報告書」を作成した。また、平成 23 年 9 月 16 日に「ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会」による評価を受けた。

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 23 年度フォローアップ評価報告書」のまとめの項目には次のように記載されている。

3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家マネジメント戦略への具体的な取組みとして策定されており、前年同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。(以下、省略)

(2) ガス系消火設備等評価におけるフローチャートの標準化 (H23. 4~H23. 9)

(財) 日本消防設備安全センターより、ガス系消火設備等評価申請書類のシステム動作フローが、会社ごとに書き方が異なり理解しにくいという指摘を受けたので、工業会として統一した記載方法を定め技術資料を作成した。

(技術資料番号：JFES-028-3-2011)

「ガス系消火設備等評価における申請図書の「システム動作フロー」技術資料」

(3) FK-5-1-12 配管圧力損失計算の基準作成 (H23. 11~H24. 2)

FK-5-1-12 消火設備の「消火剤放出時の圧力損失計算の基準」を作成した。

(技術資料番号：JFES-031-3-2012)

「FK-5-1-12 消火設備【4. 2MPa 加圧】の消火剤放射時の圧力損失計算の基準」

(4) ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書(改訂版)の作成(～継続中)

「消火設備設計・工事基準書改訂編集 WG 3」が改訂版の編集作業を行い、技術分科会で査読を行った。平成 24 年 3 月に査読終了。今後、WG にてまとめ平成 24 年度以降に改訂版発行予定。

(5) 消防法令等の仕様規定根拠の調査(～継続中)

現在の消防法令等に示されている仕様規定がどのような背景の元で規定されたものか、根拠を明白にし、記録を残すことを目的に調査中。

(6) 消防法施行規則第 19 条、第 20 条の一部改正要望(～継続中)

平成 13 年の消防法施行令改正で新たに追加された、いわゆる「新ガス系消火設備」については、従来からあるガス系消火設備に比べて面積および体積での設置制限(面積 1000m²、体積 3000m³の部分)等がある。より安全で環境保護性能に優れた「新ガス系消火設備」の普及の促進のため設置制限の撤廃もしくは緩和に関する施行規則の改正を消防庁に要望中。

(7) 起動用ガス容器の起動用ガスの窒素追加（～継続中）

不活性ガス消火設備に用いられる起動用ガス容器の起動用ガスは消防法施行規則第19条第5項第十三号において二酸化炭素だけが認められているが、より安全で環境保護性能に優れた「窒素」の追加を消防庁に要望中。

3. 外部委員会

(1) 平成23年度 ハロン等抑制対策連絡会（H24.1）

平成24年1月12日に開催され部会長、主査が参加した。

当工業会から「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」ならびに「同 フォローアップ」について報告を行った。

4. その他

(1) 月刊フェスク8月号、9月号への原稿執筆（H23.8、9）

「高層機械式立体駐車場におけるガス系消火設備のあり方検討会」というタイトルで2回に分けて、第三部会委員が執筆した。

(2) 月刊フェスク3月号への原稿執筆（H24.3）

「消防用設備の基礎知識20 閉止弁」というタイトルで、第三部会委員が執筆した。

(3) 消防法改正に当たっての要望書作成（H23.2～H23.8）

火災予防に係る消防法改正が予定されているので、技術分科会としてガス系消火設備に係る部分の要望をまとめて技術委員会に提出した。要望書は工業会名で平成23年8月に消防庁に提出した。

(4) 危険物施設のガス系消火設備の告示(案)検討（H23.7～H23.8）

消防庁危険物保安室から示された告示案について技術分科会で検討を行い、意見を提出した。

(5) 容器弁の安全性点検実績調査（H23.12）

消防庁から容器弁の安全性点検の実績調査を依頼されたため、調査を行い消防庁に報告した。

以 上